

7 東京都 日野市

市内用水路

水源	導水方法	導水箇所	水環境上の問題
河川水	既設水路 自然流下	河川・水路	水質悪化・悪臭



対象地域の概要

・地域の概要

日野市は、都心から西に35km、東京都のほぼ中心部に位置し、多摩川と浅川という二つの大きな河川によって発達した沖積低地、これら河川の河岸段丘によって出来上がった日野台地及び市内南側に位置する多摩丘陵の3つの特徴ある地形によって形成されています。かつては東京の穀倉地帯といわれていました。

日野市は昔から交通の要衝であったのですが、それはしっかりと今に繋がっています。甲州街道・川崎街道の二つの街道とJR中央線・京王線の二つの鉄道が走り、多摩モノレールも通っています。かなり便利なまちです。人口5万人で市制を施行したのは昭和38年ですが、人口は平成18年に17万人を超え、まだ増え続けています。そして平成15年には、40周年の節目を迎えました。

かつては農業中心の宿場町で「多摩の米蔵」といわれていました。昭和の初めからは大企業の誘致により工業都市の顔も加えます。戦後は多摩平など大規模団地の進出があり、首都圏の住宅都市として今日に至っています。

加えて日野は「新選組のふるさと」でもあります。副長・土方歳三や六番隊長・井上源三郎が生まれ育ったほか、彼らの活動を支えた名主の佐藤彦五郎の屋敷（日野宿本陣）が残されており、例年5月には「ひの新選組まつり」も開催されています。また「新選組のふるさとを訪ねるみち『日野』」が、社団法人日本ウォーキング協会の「美しい日本の歩きたくなる道500選」に選ばれています。この他にも日野市は、国土交通省の「水の郷百選」に認定されています。

いよいよ地方分権・地域主権を目指す三位一体改革が始まり、日野市政も大きな変革を迫られています。市民による参画を基本に、自然を生かした環境にやさしいまちづくり、経営感覚をもった効率的なまちづくりを進めているところです。引き続き日野に伝わる固有の文化を生かし、「次の時代に美しいふるさとを渡そう」をスローガンに、「水と緑と文化都市」の完成を目指しています。（日野市HPより）



対象地域の概要

- ・対象水域の概要
多摩川、浅川、程久保川の一級河川から取水する農業用水は 9 幹線あり、市内を網目のように流れ、その総延長は 170km 以上におよんでいます。
日野台地の緑地、斜面林が残る段丘崖に続く崖線には豊富な湧水群が現存し、また多摩丘陵の緑地帯にある沢筋にも多くの湧水が見られます。こうした変化に富んだ水辺の環境は、人々の暮らしにも深く関わり、かつては飲み水としても利用され、潤いと安らぎをもたらし、日野の文化を育んできました。これらの河川・用水や湧水では多くの生物が棲み、水の郷としてふさわしい自然環境が維持され水環境を整える貴重な財産となっています。
多摩川、浅川の大きな河川は、河川の氾濫を防ぐために堤防が築かれ、用水路も治水や管理面からそのほとんどがコンクリートブロックや石積みなどの護岸や U 字溝になっているのが現状です。しかしながら、その中でも「春の小川」と呼ばれるような昔ながらの用水堀がいくつか残っています。
- ・水環境上の問題：水質の悪化・悪臭、生態系悪影響、親水性・景観
市街地化が進み、生活雑排水が用水路に多く流れるようになり、水質が悪くなっていました。そこで水質改善を目的とし、昭和 51 年に日野市清流条例（日野市公共水域の流水の浄化に関する条例）を施行し、日野市内の用水路に年間通水を行うこととしました。その後昭和 60 年頃から、ピオトープや田んぼ、水車のある親水公園など、市民が親しめる施設を整備しました。
- ・水源
多摩川、浅川、程久保川（一部、湧水より取水）
- ・理由
農業用水を利用しており、その水源は多摩川、浅川、程久保川です。年間通水の前は、灌漑期のみの通水でしたが、昭和 51 年から非灌漑期も含めた年間通水を行っています。

目標

特に設定していませんが、昭和 51 年の条例制定時は、水質の改善が目的です。

導水開始

昭和 51 年(年間通水の開始)

水源

- ・水源
多摩川、浅川、程久保川（一部、湧水より取水）
- ・理由
農業用水を利用しており、その水源は多摩川、浅川、程久保川です。年間通水の前は、灌漑期のみの通水でしたが、昭和 51 年から非灌漑期も含めた年間通水を行っています。

導水量	・ 導水量 日野市には全部で 9 つの用水路があり、用水路の規模や受益面積により取水量は異なります。河川からの取水量は、日野用水の平堰で約 43200 m³/day を取水しています。各用水路では灌漑期、非灌漑期に関係なく、およそ 0.001～0.5(平均は 0.2)m³/s (86.4～43,200[平均 17,280]m³/day) が流れています。 なお、日野用水の水利権量は 1.73m³/s (149,472 m³/day) です。 ・ 理由 灌漑期と同程度の水量を流しています。
導水方法	元々の農業用水の取水方法と同じで、各取水堰から取水し自然流下で導水しています。
諸施設	既設施設：用水路 計 177km 新設施設：親水公園 (よそう森公園、向島用水親水路、水車堀公園)
費用	・ 費用 ＜初期費用＞不明 ＜維持費用＞不明 ・ 内訳 ＜初期費用＞ 210,000 千円(向島用水親水路)、20,000 千円(水車)など ＜維持費用＞ 維持管理は市と用水組合が別々に行っており、維持管理の内容は、水路の護岸整備、草刈草刈り、浚渫などがあります。維持費用は用水路により異なります。用水組合による維持管理費用は平成 17 年度は 39～214 (各用水組合ごとで異なる) 万円でした。市の負担分については維持管理だけの事業費はわかりませんが、水路関係(人件費・イベント・維持管理・協議会運用・調査・雨水浸透施設の設置など)で平成 17 年度は 163,000 千円でした。 ・ 負担主体 ＜初期費用＞ 詳細は不明、向島用水親水路は、国交省(50%)、東京都(25%)、日野市(25%) ＜維持費用＞ 市、用水組合 ・ 補助 ＜初期費用＞水環境整備事業 ＜維持費用＞維持費用は補助を受けていません。 用水組合による水路の維持管理費用のうち、7 割を市が補助しています。
運用状況	年間通水
関係主体者との調整	・ 調整内容 昭和 51 年の年間通水に当たり、流量調整については、灌漑期に用水組合、非灌漑期は市が行うようになりました。同時に非灌漑期の水路の維持管理は市が行うようになりました。現在も水路の管理や整備の方向性について、用水組合、土地改良区との話し合いを定期的に行っています。 水路で清掃活動をしている市民団体や市の用水守制度に登録している住民との協議会も、それぞれ定期的に設けています。 ・ 関連主体と主な役割 国、東京都：事業費の補助 市：事業費負担 用水組合、土地改良区：水量調整、水路と取水堰の維持管理 市民団体：水路の整備についての協議会 住民：用水守の参加、市との年 2 回の会議 学校：「水辺の楽校」への参加

効果	・導水事業 年間通水により水質が改善されました。 ただし昭和51年の年間通水の開始当時は、農業用水の水源である河川水自体が生活排水で汚濁が進んでおり、効果はあまり大きくありませんでした。下水道整備や排水処理が進み、河川水が綺麗になったことによる水質改善効果が大きいと思います。 昭和51年当事の水質はわかりませんが、平成18年は概ねBODは2~4mg/Lの間にあります。 ・事業全体 親水整備を共に進めたことで、水路の親水性が高まり、用水路に関心が高まったと考えられます。以前から活動していた市民団体に加え、用水守制度により、維持管理(清掃活動など)を自主的に行う住民が増えました。 また向島用水のピオトープは整備から市民や近くの小学校の生徒が関わり、環境学習の場となっています。よそう森公園には田んぼがあり、毎年市民による田植えが行われています。
課題 今後の	健全な水循環を図ることを目指して、農業用水、河川水といった表流水だけでなく、雨水涵養や湧水も含めた、健全な水循環を図る必要があります。水路に関しては車道、歩道確保のため、水路の開渠化が困難となっている部分があります。
NPO・住民との協働	協働の背景 ○用水組合、土地改良区 用水組合および土地改良区と、年間通水を行うにあたり、調整を行っています。また、一部水路の維持管理を行っており、水路の管理や整備の方向性についての話し合いも行っています。 ○住民参加 用水路の管理は従来、用水組合や土地改良区が行っていました。しかし年間通水の条例後は用水組合と市で行っています。近年、用水組合の高齢化と市の財政状況等によること、また「水辺づくりを地域ぐるみでやっていこう」、という考えがありました。そこで、用水守制度を作り市民への用水路の清掃・維持活動を促す必要がありました。
	成功要因 ○用水守制度 また始めはどれほどの住民が登録、活動してくれるかわかりませんでした。既に用水路で活動を行っている市民団体へ用水守のPRを行い、徐々に登録者が増えていきました。 ※用水守制度： 市民による用水路の清掃、維持を促す制度で、平成14年に制定しました。ひごろ活動する範囲を決め、あらかじめ「用水守」として登録していただくことで、万一、活動中怪我をしたり、また、他人に怪我をさせたりした場合に備え、市がボランティア保険をかけるというものです。平成19年3月時点で44団体、506人が登録しています。
事項 注目すべき	昭和51年から年間通水を行っています。ピオトープや田んぼ、水車など水辺に関する施設を整備し、環境学習や田植えなどイベントの場としても役立っています。
関連 情報 その他事業	昭和51年に施行された清流条例の目的は主に水路の水質改善でした。平成18年10月には水路だけではなく河川・用水・湧水・地下水も視野に入れたものに全面改正（日野市清流保全一湧水・地下水の回復と河川・用水の保全に関する条例）されました。また水質保全だけでなく、自然環境の保全や住民参加といった新たな視点も盛り込まれました。
リ ン グ 先 資 料 提 供	日野市環境共生部緑と清流課水路清流係：042-585-1111（代表）

参考
工事

日野市：清流保全条例の改正
<http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/13,27967,34,45,html>
 日野市：用水守制度のご案内
<http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/13,11766,34,45,html>
 日野市観光協会：日野用水を歩く、上流編
http://www.shinsenhino.com/arcs/0500_aruku/000297.php
 日野市観光協会：向島新水路
http://www.shinsenhino.com/arcs/0104_yousui/000393.php



日野用水 平堰



水車堀公園



日野用水石川堰



向島用水親水路